

雇用保険関係の届出に係る押印見直しについて

～ 原則届出書類の押印が不要となります ～

令和2年12月25日より、雇用保険関係の申請・届出様式への押印が一部の書類を除き**原則廃止**となりました。(押印欄のある旧様式も使用できますが、届出書提出時には一部の書類を除き押印は不要です。)

引き続き押印が必要となる届出

- 雇用保険適用事業所設置届(裏面)[登録印]
 - 雇用保険事業主事業所各種変更届(裏面)[登録印]
 - 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届[選任代理人が使用する印鑑]
 - 各種届出における訂正印
 - 各届出時の委任状
 - 雇用保険適用事業所情報提供請求書(*1)
 - 雇用保険関係各種届出書等再作成・再交付申請書
 - 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(*2)
 - 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(*2)
 - 高年齢雇用継続給付支給申請書(初回分のみ)(*2)
 - 育児休業給付金申請にかかる前職からの賃金・勤務状況確認(*3)
 - 採用証明書
 - 再就職手当支給申請書[事業主の証明]
 - 就業促進定着手当支給申請書[事業主の証明]
 - 常用就職支度手当支給申請書[事業主の証明]
 - 再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の調査書(雇用状況等の証明書類)
- *1 提出者が事業主(当該事業所従業員含む)又は事業主から委任を受けた代理人であることが確認できる場合は押印不要
- *2 事業主(被保険者本人以外の当該事業所従業員含む)から届出される場合は押印不要
- *3 育児休業給付金受給中の被保険者が離職し、1日の空白もなく他の事業所で資格取得をしたうえで育児休業を継続した場合の、前職(資格喪失事業所)における賃金・勤務状況確認書類への前職事業主証明印は必要となります。

■お問い合わせ先■

ハローワーク奈良	電話0742-36-1601	ハローワーク大和高田	電話0745-52-5801
ハローワーク桜井	電話0744-45-0112	ハローワーク下市	電話0747-52-3867
ハローワーク大和郡山	電話0743-52-4355		

